

『言国卿記』にみる、宮中の「たてはな」受容とその実態

石 橋 健 太 郎

はじめに

古代以降、草花を手折って飾るといふ行為は、神を招くための依代や仏への供花などのように、宗教性を帯びることが多かった。この宗教性からの離脱が、後世に「いけばな」^①へと発展する契機となる。宗教性を喪失して鑑賞が主目的となった、日常的な室内装飾である草花作品が、日本において、いつどのように成立したのか未だ明らかではない。それが成立するのは、室町期に「たてはな」と呼ばれる草花作品が成立した時点であると、筆者は史料から考える。

「たてはな」の成立および発展過程に関する代表的な先行研究には、西堀一三氏^②、湯川制氏^③、大井ミノブ氏^④、山根有三氏^⑤、村井康彦氏^⑥、小林善帆氏^⑦らの著作がある。特に文献史料に基づく実証史的な「いけばな史」研究は、大井ミノブ氏により始まったと言える。

氏による関係文献史料の渉猟は比類が無く、またそれらの史料を丹念に読み解いた氏の史学的考察には、今なお学ぶところが多い。また、大井氏の著作「宮廷立花の系譜と池坊との関係」^⑧は、本テーマと密接に関連する後土御門天皇期の宮中における草花作品についても、『言国卿記』^⑨や『山科家礼記』^⑩から論及しており、本稿の主要な先行研究でもある。近年の「いけばな」研究では、花道思想を考察した井上治氏^⑪や、先学の成果をまとめた鈴木栄子氏^⑫の著作が見られるに留まり、研究が盛んとはいえない。

本稿は、宗教性を喪失して鑑賞が主目的となった、日常的な室内装飾である「たてはな」の成立過程を検証する一環として、武家文化の影響を受け天皇家が「たてはな」を受容する過程とその実態を、導入時期や背景、作品の様相も勘案しつつ考察するものである。天皇家に受容されることはつまり、日本の上層階級の文化的標

準に取り入れられることを意味し、権威を得て影響力を増すことを暗示すると言える。

1. 室町將軍家の七夕「花合」と宮中の七夕の花

遊戯的・競技的性格をもつ「花合」は平安期以降の公家社会でみられたが、室町前期には三代將軍義満（在職一三六九～一三九五）が、「花合」に度々参加したことが『迎陽記』からうかがえる。義満が参加したのものには、それ以前には見られなかった七夕に行われる「花合」も含まれていた。このことから、大井ミノブ氏は先述の論考で、後に盛んになる七夕「花合」が武家によって創始されたことを示唆した¹³⁾。確かに、義満の記事以前には、七夕「花合」を示すものは見られず、また後の室町中期には、伏見宮家において七夕花会が毎年恒例で催されたことが『看聞日記』（記録期間一四一六～一四四八）にみえることから、大井の指摘は当を得たものと言える。後に足利將軍家では、義満の行跡を先例として七夕儀礼を構築したらしく、重臣から室町將軍家へ草花を献上することや、足利將軍家から天皇家へ「たてはな」一對を献上する慣例が、『長祿二年以来申次記』（一四五八年成立）¹⁴⁾などの武家故実書にみられる。故実書は唐物花器の使用について言及せず、また「花合」とも呼んでいない。唐物や花の良し悪しを比べた形跡もうかがえないので、その

実態は「合わせもの」ではない。幕府によって、合わせものの持つ遊戯性や競技性が排され、儀式にふさわしいものへと洗練されたのである。

一方宮中でも、義満存命期に七夕「花合」が催されていたことがわがわがせる記事がある。義満没四年後に、すでに「例年の如く」行われていたという記事である。

於禁裏御花合如例年（『山科家礼記』応永十九年（一四一二）七月七日条）

これが、宮中における七夕「花合」の初出であるとともに、宮中における花「たてはな」の初出であると思われる。しかし、七夕の献上花が契機となつて、宮中に「たてはな」が定着したわけではない。七夕「花合」の花は、この祭礼特有の道具として、一年に一度献上される特殊なものである。当時の史料において、宮中では七夕「花合」以外の室内に飾られる草花作品の記事が見られないことから、日常的に見られる室内装飾としての「たてはな」は未成立であつたといえる。

2. 室町殿内の仮御所における「たてはな」

文明六年（一四七四）から記述の始まる『言国卿記』で、天皇家の「たてはな」に関する記事が初めて現れるのは七夕のものである

る。次の条は、応仁の乱から逃れて仮寓した室町殿内仮皇居の天皇家へ、恒例の七夕の花が將軍家から贈られた記事である。同じ敷地内に同居する將軍からの贈品である。

- 一、今朝、伝奏ヲ御使ニテ、室町殿ヨリ毎年ハナニヘイ禁裏へ御進上也、民部卿・予、此花ヲ持參、廳而御返事在之、
- 一、雖斟酌ト、於御前、予ニ盆キヲタテサセラル也、三ヘイナリ、(文明六年〔二四七四〕七月七日条)

御所に到着した將軍の「たてはな」を、民部卿(白川忠富王)と言国が運んで天皇に披露したのである。その「たてはな」を見た天皇から言国に、「御前で花を活けよ」という勅命が下った。言国は畏れ多いと躊躇しつつも、御前で「盆キヲタテ」と記す。「盆」(盤の事と推測する。)を花器として木を「心」(花をいける上で、中心となる枝)にした「たてはな」を立てたのか、「盆器」に「たてはな」を立てたのか解釈しかねるが、「盆」を花器とした「たてはな」三瓶を活けたのは確かであろう。「盆」を花器として活ける「たてはな」とは、後に「砂の物」と呼ばれる立花の様式に近いものと思われる。この記事から、少なくとも室町殿に寓居するこの頃には、既に天皇は「たてはな」を身近に置くとともに、言国の持つ「たてはな」を活ける技術を認知していたことが分かる。次の記事でも、言国が天皇の御前で「たてはな」を活けている。

- 一、予ニ、御前ニテ、華ヲタテサセラル、也、(文明六年七月

廿一日条)

前の記事でみた「たてはな」は、七夕の祭礼用具としての特殊なものであったが、この記事のものは日常的な装飾としてのものであろう。これが、『言国卿記』における宮中の日常的装飾としての「たてはな」の初出である。

天皇の仮寓した室町殿は、「花の御所」の別名どおり花が豊富であったようで、言国が室町殿の花壇から「藤袴」を手折って「たてはな」を活けている。勾当局が言国に、「たてはな」を活けるように要望したので、藤袴の「たてはな」とともに藤袴にちなんだ恋歌を送ったのである。夜になり、勾当局から同じく藤袴にちなむ返歌が届けられた。「たてはな」を活ける技術を持つ、言国ならではの逸話である。

- 一、勾当局ナニ、テモ、予ニ花ヲタテ、ト被申間、室町殿ノ花タンニ、藤ハカマノアルヲ手折、是ヲ予タツル也、彼藤袴ニカクノコトクヨミテツケ了、
- 君こ、尔キテシナカメヨ藤はかま ふかき匂ひとしる人にして、
- 夜ニ入返事在此、

藤ハかまふかき尔ほひとしる人尔、おもハすとてもよそにやハ見ん、(文明六年八月六日条)

次の記事では、勅命により言国が、仮御所内で立阿弥に牡丹の花

を活かせている。

□承リニテリウ阿弥ニ花ヲタテサセラル、ホタンナリ、(文明八年(一四七六)三月二十五日条)

「リウ阿弥」(立阿弥)は足利將軍家の同朋衆で、特に「たてはな」を担当した人物である。立阿弥と号する同朋衆は複数いたことが確認されており、彼らは皆、花の技能に秀でていたようである。先述の『長祿二年以来申次記』に、幕府から禁裏へ献上する七夕の「たてはな」は、「代々立阿弥立申也」の記述が見られるからである。立阿弥の「立」は「立て花」の「立」に由来するのである。

『言国卿記』の記事内では、宮中において「たてはな」を活ける堂上は、言国しか見られない。勸修寺大納言(教秀)が、言国を通じて天皇へ献上した草花も、天皇はそれを言国に活かせている。

一、勸修寺大納言以予草花進上也、廳而予ニタテサセラレ了、
(文明八年八月廿四日条)

後土御門天皇の在位中に応永度内裏が焼亡したことにより、康正二年(一四五六)に康正度内裏が新築された。後の応仁の乱中には、天皇及び上皇は共に避難して、応仁元年(一四六七)一月十八日から文明八年(一四七六)十一月十三日までの十年間の長きにわたり、八代將軍義政邸である室町殿に暮らした。応仁の乱により荒廃した康正度内裏は改修され、文明十一年(一四七九)に落成し、遷御が成った。

義政時代の室町殿にはすでに書院造が導入されており、会所にはもちろんのこと、寢殿にも押板(床)や柵、付書院などの書院造諸設備が設けられていたと推測される。¹⁵⁾ 義政將軍邸を仮御所とした後土御門天皇は、そこに飾られた「たてはな」に接して馴れ親しみ、やがて自ら命じて「たてはな」を飾らせるに至ったのであろう。日常的な室内装飾としての「たてはな」が天皇家に出現したのが、この避難時期であったと推測できるのである。『言国卿記』の記述から、「たてはな」が仮御所内のどこに飾られたかとも知ることができ、また「たてはな」の用途についても、前後の記述から推測できるものがある。文明十一年(一四七九)十二月七日に内裏への遷御が成るそれ以前に、仮御所内で「たてはな」が飾られた場所は、「持仏堂」と「御書院」である。

a 持仏堂の花

文明十一年(一四七九)十二月七日の遷御以前では、持仏堂に「たてはな」を活ける記事がしばしばみられる。

一、御持仏堂ハナニヘイ予ニタテサセラル、也、(文明十年(一四七八)一月九日条)

天皇の命により、言国が持仏堂に花二瓶を活けている。持仏堂とは、大邸宅内などで設けられる念持仏を安置するための堂で、一般の家の、仏像や位牌を安置する仏間に当たる。室町時代の代表的な遺構に、慈照寺(銀閣寺)内の東求堂(国宝)がある。古代から仏

教を信仰する天皇家においても、仏間や仏殿を設ける伝統が成立しており、中世及び近世の皇室では、内裏内に黒戸御殿（黒戸）と呼ばれる仏殿が設けられていた。室町殿での仮寓中は、室町殿内の何れかの殿舎を仮の仏殿とし持仏堂と呼んだか、あるいは將軍家の持仏堂をそのまま使用したのかもしれない。

この持仏堂に花をいけた記事が十四件見られる。¹⁶持仏堂の「たてはな」は、基本的には念持仏に捧げられた供花であろう。二瓶一対というのも、仏花（供花）らしさを示していると思われる。注目すべきは、このうちの八回が、持仏堂で雅楽会が催されるのに先立って活けられていることである。持仏堂で奏される雅楽は、仏に奉るのを目的とする法楽であろう。法楽とは経を読誦したり、或いは楽を奏したり舞を演じるなどして神仏を楽しませるもので、和歌や連歌、能など様々な芸能が奉納された。その法楽が、内裏においても催された。

文明十年正月廿四日にも法楽が催されている。言国は禁裏小番の当番日で内裏へ出仕し、朝、勅命により持仏堂へ花を活け、また、法楽開催の段取りも言国が担当している。

天晴、残楽三反、

一、今日モ当番也、朝御持仏堂花ヲ予タテサセラル、也、御楽

之アルヘキ様共予沙汰也、（以下傍線筆者）

仏への重要な供物である仏花が、皇室の仏殿においても古くから

飾られてきたであろうことは、想像に難くない。但し、仏教伝来当初から、寺院では仏花に造花を用いる伝統があり、天皇家でも造花が併用された可能性は高い。私見では、『言国卿記』以前の諸記録に仏花についての詳述記事は見られない。「たてはな」様式による仏花が出現するまで、古代から継承されてきた天皇家の仏花は、変わり映えの無いものであったろう。

自身の「たてはな」技術が天皇に認められた言国は、仏殿の花にも技巧を凝らし、自身の作品として仕上げたものと思われる。従前の仏花とは一線を画し、異彩を放つ「たてはな」様式の皇室仏花が出現したのである。

b 御書院の花

天皇の居住空間内の「御書院」には、その名のとおり付書院が設けられていたと考えられる。そこに言国の「たてはな」が飾られたのである。書院の「たてはな」は、『言国卿記』において三件（文明十年（一四七八）八月三日条と同年八月九日条、同年八月十二日条）見られる。そのうちの二つ、八月三日条では、書院へ一瓶、持仏堂へ三瓶の「たてはな」を言国が活けている。

一、御シヨエンノハナ・御持仏堂ハナ三ヘイタテサセラレ了、
（中略）

一、十度ノミノ御人数、宮御方・上臈局・太典侍・権典侍・新太典侍・東御方・勾当内侍・御今参・源大納言・滋野井前

宰相中将云々御所様御ランアリ、

一、昼宮御方予御楽申也、双調春庭楽・賀殿急・胡飲酒破・武徳楽等也、(文明十年八月三日条)

この日行われた「十度ノミ」(飲む酒量を競う余興)と楽(雅楽演奏)の二つの行事は、「御書院」で行われたのではなからうか。皇太子勝仁親王(宮御方)が参加するこの「十度ノミ」を、天皇が観覧している。また、皇太子が加わる雅楽演奏に言国も参加していた。将軍邸内とはいえ、上皇も含む天皇家の人々が同居するには、仮寓は手狭であったと思われる。私的空間が別に必要であることを考慮すると、公的な行事や儀式、催しなどを行い得る広間が、幾つもあるわけではなかったろう。格式を示す付書院が備え付けられていることから、「御書院」と呼ばれたと思われる。この部屋が、空間の広さと格式を併せ持っていたので、公的な行事や儀式、催しの会場として選ばれたのであろう。よって雅楽演奏会や宴会なども、そこで催されたと推測される。

この仮寓期において、言国が「御書院」に「たてはな」を活けた後に、雅楽演奏の催される記事が見られた。このことから、「御書院」を演奏会場とする場合には、事前に演奏会のための「たてはな」がしばしば用意されたと思われる。

これまでみてきたように、後土御門天皇が、応仁の乱での避難先となった室町殿などにおいて、書院造の押板や棚あるいは付書院

などに飾られた「たてはな」に馴れ親しみ、「たてはな」を好むに至ったことが、宮中が「たてはな」を受容した理由の一つとして考えられるのである。

3. 康正度内裏への還御後の「たてはな」

応仁の乱終結を受けて文明十一年(一四七九)十二月七日に、後土御門天皇は仮寓先から内裏へ還御する。還御後の『言国卿記』の記事には、仮寓では存在しなかった小御所・御学問所・議定所という内裏独特の殿舎名が現れ、そこに「たてはな」の飾られたことが記録される。

a 小御所の「たてはな」

小御所は、紫宸殿や清涼殿などの正殿に対して、内々の空間として設けられたものである。十四件検出された小御所の「たてはな」の記事のなかには、小御所「御床之間」(あるいは「御床間」)へ活けられたものがあつた。これとは別に、小御所とは記されず、「御床之間」に活けられたとのみ記す記事もある。他の部屋あるいは殿舎に、「御床之間」が存在したことを示す記述が見当たらないので、「御床之間」とだけ記す記事も、小御所「御床之間」を指すと思われる。

連歌半二小御所御床之間花予被立畢、(明応四年(一四九五))

四月十二日条)

一、御床間花、予ニ被立之畢、(明応四年七月十九日条)

一、小御所御床間之花、予ニ被立了、(明応四年十月九日条)

小御所の「たてはな」は、「床の間」に飾られるものであったと考えてよからう。小御所内の北側に、「床の間」が設けられていたことを示す記事もある。その記事では、「御床間」で伊勢物語について論じ合うことを、言国が天皇に申し入れている。

一、昼過時分ヨリ小御所北之御座式御床間、伊勢物語御談議申

入之、(明応七年〔二四九八〕四月十六日条)

言国が天皇に申し入れた場所を、「御床間」としていることから、「御床間」が部屋であることが分かる。また、小御所「御床之間」で、公家らに酒をふるまった記事もある。

一、御楽後、小御所御床之間ニテ、堂上輩御器物ニテ御酒被

下、地下以前打板帰參、御樽被出、御酒被下畢、(明応二

年〔二四九二〕九月廿二日)

これらの記事の表現から、『言国卿記』の「御床間」は、「上段の間」と解すべきである。この「御床間」は、現在の伝統的和風住宅に設けられる「床の間」ではなく、いわゆる「上段の間」のことで、襖などによって区切られて並び連なる座敷の最奥に、框の分だけ一段高く作られた部屋である。¹⁸⁾

b 小御所の押板

押板は、床(床の間)の起源とされるものの一つであり、一枚の厚い板を畳から二〇〜三〇センチあげて固定し、その後ろの壁に掛軸などを掛けるようにした施設である。押板が発生したのは、十四世紀末から十五世紀初頭と考えられており、実際十五世紀になると、足利將軍邸や武家の邸宅、僧侶の住房などに多くの事例が見出される。¹⁹⁾小御所に「押板」が設置されていたことをうかがわせる記述がある。

一、今日条々残役沙汰、殊御学問文花二へイ、小御所之花以下

予ニ被立之畢、方々ヨリ花共參畢、

一、今日七夕御会之御題、予ニ御前ニテ廻文被書被相触畢、内

々近臣輩計之間、以折紙触了、色々事共沙汰、四過時分退

出畢、予花可立進上候、花ヒン所持之間、御所ニテ申

出、持退出了、

一、七夕七葉手向沙汰畢、其後禁裏御花ヒンニ花ヲ予立之進上

了、草花如恒例地下上也、

(中略)

一、先議定所へ□由被仰下間參、御楽事被仰下、次花一へイ被

立了了、御楽アルヘキ小御所北方ノ御座シキ、

一、武家ヨリ參花二へイ、其所々ヨリ花オシ坂予被直了了、七

へイ也、(明応七年〔二四九八〕七月七日条)

この年の七夕にも、「方々」より内裏へ「花」が献上されている。言国が、その「花」を用いて御学問所二瓶と小御所一瓶の「たてはな」を活けている。また、言国自身でも、別に「たてはな」を進上しようとしたが、花瓶を持ち合わせていなかったため、内裏へ申し出て、内裏から花瓶を借り受け一旦退出し、自宅で活けて禁裏に進上している。

室町時代の宮廷社会では、七夕行事の一つとして、雅楽演奏会が恒例であったようで、内裏では小御所内の北側の座敷を会場に催されている。この北側の座敷は、先に見た「床の間」と呼ばれた部屋である。この部屋の「押板」の上に、武家（室町殿）より献上された「たてはな」二瓶と、その他から献上された「たてはな」七瓶が飾られていた。これらとともに押板も言国が直している。この条から、押板が小御所の北側の座敷に設置されていたことも判明する。先の条で見た小御所の「御床間」に「押板」が設置されていたのである。

4. 行事の「たてはな」

次の記事は、御学問所と共に別の一箇所へ「たてはな」を活けた記事である。

長門守（大沢久守・山科家雑掌）が、翌日開催される内裏の歌会

あるいは連歌会のための「たてはな」を活けるよう、内裏から命じられた。²⁰しかし、久守が病気を理由に不参を申し出たため、その替わりとして言国が活けるよう命じられた。急な代役のためか、言国は「心」（役枝で中心となるもの）となる「木物」が準備できなかったようで、「草花」ばかりを活けたと記す。会場の他に、御学問所へも二瓶の「たてはな」を活けたと付け加えている。

一、今日早々可退出之処、明日御会・御立花二長門守欽楽由
 申、可不参之趣申入之間、予可立之由被仰下条、草花計立
 之、御学問所モ同二へイ立之畢、其後退出畢、（明応二年
 〔一四九三〕七月廿四日条）

会場となった殿舎名は見えないが、恐らく小御所であると思われる。接客の役割を担う広間である小御所は、歌会などの会場としてふさわしい殿舎であった。

次の条では、翌日に行われる「御灌頂之儀」（ここでは、天皇が雅楽の秘儀の伝授を受ける儀式）と、三日後に行われる連歌会のための「たてはな」を、言国が活けている。また言国は、当日催される雅楽会の会場となる小御所の掃除をするともに、天皇の座をはじめ参加者の座を敷き直してもいる。その後二時過ぎに雅楽会が始まり、天皇が出座した。

一、今日早々御楽アルヘキ所、御サウチ御座以下敷直也、
 一、廿五日御連歌、就御灌頂之儀明日在之間、其花予二被立

之、其後被退出畢、(中略)

一、御樂二昼過時分參 内、供長門守・彦三郎衛門尉、小者・雜色等也、即女主召、堂上・地下御円座敷也、尅限以前御樂衆方々へ人遣了

一、御樂八過時分ハシマル也、小御所ニテ在之、出御アリ、(以下略) (明応二年九月廿二日条)

このような、小御所の「たてはな」に関連した記事を検証すると、「たてはな」が特定の行事のために用意される例が多数見られた。次の条もその一例で、連歌会が催されているその半ばに、言国が「たてはな」を活けている。連歌会場に飾る「たてはな」のあったことは、『仙伝抄』などの花伝書に「連歌の花」の項があることからもうかがえる。²¹⁾

連歌半ニ小御所御床之間花□被立畢、(明応四年〔一四九五〕四月十二日条)

これらの記事から、後土御門天皇期の内裏では、単なる室内装飾としてだけでなく、日常的に繰り返される連歌会や雅楽会などの様々な催しや儀式の室礼としても、「たてはな」を飾る慣習の成立したことが読み取れるのである。

以上、3と4でみてきたことから、宮中に「たてはな」が受容された第二の理由として、康正度内裏に設けられた床や棚などへ置き飾る装飾物として、「たてはな」が採用されたことを挙げたい。御土

御門天皇が仮寓から還御した康正度内裏は、室町幕府主導で建設及び修築がなされたもので、初めて書院造が導入されたものであった。

5. 宮中における「たてはな」の形

宮中が「たてはな」を受容した理由や背景、時期について推察してきたが、その具体的な様相についても検討を加えておきたい。

言国は宮中の「たてはな」に関して、どこへ何瓶活けたかを記すのみで花材や「役枝」(各々役割を担って花型を構成する草花や枝)などの情報を記していない。もちろん図画も載せないで、その具体的な様相は『言国卿記』から想像することができない。その実態を探る手掛かりを、ほかの文献史料や絵画資料に求めてみたい。

a 『山科家礼記』にみえる宮中の「たてはな」

先述の『山科家礼記』が手掛かりの一つとなる。先学たちが、室町期の「たてはな」を語るなかで必ず取り上げてきたこの日記に、著者である大沢久守が、言国の跡を受けて宮中に活けた「たてはな」の花材や「役枝」による簡単な構成を記述しているのである。同記が記事を欠く文明十四年(一四八二)から文明十七年(一四八五)の間は不明だが、それ以前は、『言国卿記』が示すように言国が宮中の「たてはな」を担当していた。久守が担当するようになって以降、支障がある久守の代役を務める以外、言国の担当がほぼみ

られない。このことから、宮中で「たてはな」を活ける役目を、久守が言国から受け継いだといえる。久守の作品が言国のものの代わりとなり得たのである。山科家の当主とその従者という、山科家内の二人が活ける「たてはな」であるから、両者の花材の使い方や構成には共通点があったはずで、かれらの「たてはな」が近似していたことは想像に難くない。したがって、『山科家礼記』に記される久守の「たてはな」の花材や構成を基に、言国の「たてはな」を想像してもよからう。

大井ミノブ氏によると、久守が宮中へ活けた回数、文明十八年（一四八六）、長享二年（一四八八）、延徳元年（一四八九）・三年（一四九二）・四年（一四九二）の五年間で六十三件にのぼり、そのうち花材や簡単な構成についての情報を含むものが四十三件あるという。²⁰全体を紹介するのは別の機会とし、ここでは一事例を挙げるに留める。

一、禁裏花ニ予参候、御学文所棚上、心ヒハ、右梅、前杉、ヒヤクシユン、下草、御前花心松、左前又小松、右ワウハキ、前スイセン花、葉三、其左フキノタウ・キンセンタウ、小御所心松、左松カフ、枝ナカク出之、右紅梅、枝下フキノタウ、キンセン花、アカミトリ下草、御扇被下候也、（長享二年〔一四八八〕一月十日条）

「たてはな」を構成する複数の花材は、その役割や位置に由来すると思われる名称（「心」（中心となるもの）、「右」、「左」、「前」、「左前」、「下草」）が、与えられていたことが分かる。花材それぞれにふさわしい役割が与えられ、「心」を中心に、前後・左右・上下に配され「たてはな」が構成されたのであろう。既にこの時点で、花型や「役枝」などの「たてはな」の基本的な概念が考案され、「たてはな」の様式が形成されつつあったことをうかがわせる。久守ら活け手は、その様式が定める規式に基づいて活けたと判断できるのである。

各「役枝」にふさわしい花材に、松、梅、杉、「ヒヤクシユン」（不明）、松、小松、「ワウハイ」（不明）、「せんまい」（薔薇）、「きんせんくわ」（金盞花）、「うめかふ」（梅の株）、「ひのき」（松）、「水仙花」葉三（不明。葉が三枚カ）、「ふきのとう」（薔の臺）、「松カフ」（松の株）、「紅梅」、「あかみとり」（不明）が選ばれ、久守の作品を構成したことが分かる。言国の宮中「たてはな」も、久守のものと同時に当時の様式が定める規式に則ったものであったことが推測される。それでもなお、『山科家礼記』の比較的詳しい記述をしても、言国の草花作品の様子を絵図を見るように具体的には想像できない。そこで次に、同時期（十四世紀から十五世紀）の制作とされる絵画資料に見える草花作品の描写に手掛かりを求めると。

b 『祭礼草紙』にみる「たてはな」の形

『いけばな美術全集』第一巻が、「いけばな」の源流から「たてはな」成立期までの、絵画資料に見られる草花作品の描写を網羅的に掲載する。⁽²³⁾

山科言国や大沢久守が宮中の「たてはな」を担当した時期をおおよそ十五世紀後半とすると、その頃に制作された絵画資料では、

『祭礼草紙』（十四世紀末から十五世紀初成立、前田育徳会蔵）と『慕婦絵詞』（『慕婦絵』ともいう。一三五一年成立、一・七巻のみ一四八二年の補作、西本願寺蔵）に草花作品が描かれている。

『祭礼草紙』には、巻頭近くに「花合」会場を描いたと考えられる場面がある。【図1】山根有三氏は、この「花合」場面を詳述するとともに、「七夕法楽の花座敷の実相」であると指摘した。⁽²⁴⁾伏見宮家において毎年恒例であった七夕「花合」について記す『看聞日記』の記録期間と、この絵巻の成立時期には重なりがあることから、この絵巻は当時流行していた七夕「花合」を実写した可能性が高い。また絵巻の描写は、その内容を検討すると、足利將軍家あるい

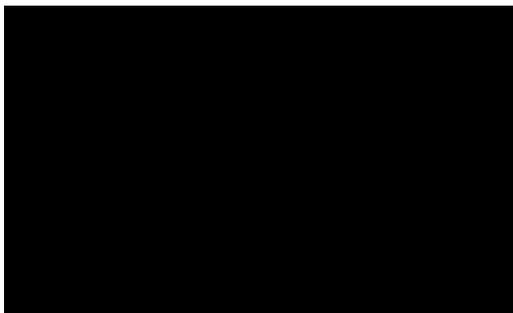


図1 『祭礼草紙』（部分）

は幕府の有力武士の邸における「七夕花会」を描いたと推測される。⁽²⁵⁾そこで使用される花器に注目すると、盤のような広口のものではなく、全て細口の土拍子口で首の締まった瓶である。茎や幹をためる（しならせる）には限界があり、前後左右に花材を張り出させるのが限られる。外観に変化をつけられる技巧は、花材に高低差をつけるくらいであろうか。また、ここでは使用花材が仙翁花一種のみに見えるが、一種の作品に、各「役枝」にはそれぞれ異なる植物が用いられるという「役枝」の基本的な概念を当てはめるのは難しい。よって、『祭礼草紙』に見える単純な草花作品から、多種類の花材を用いて複雑に構成された言国の「たてはな」を想像するのは困難である。

c 『慕婦絵詞』にみる「たてはな」の形

『慕婦絵詞』については五場面の草花作品を、『いけばな美術全集』第一巻が挙げる。⁽²⁶⁾このうち三場面（巻十第二段【図2】・巻五第三段

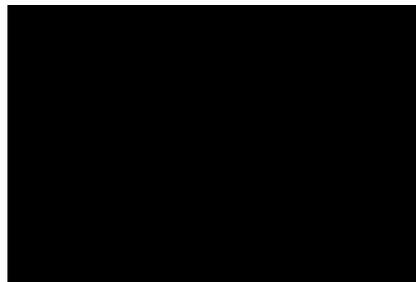


図3 『慕婦絵詞』巻5第3段

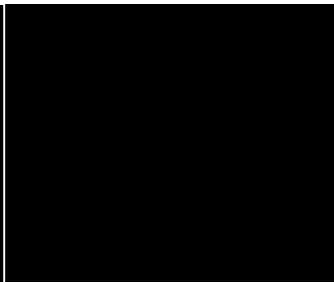


図2 『慕婦絵詞』巻10第2段

【図3】・巻九第二段【図4】の草花作品は、いずれも座敷の机上に据えられた一対の供花で、松らしき枝ぶりのよい常緑樹一枝あるいは栴らしき広葉樹が活けられる。一場面（巻八第三段）【図5】は三具足のなかの桜一枝の瓶花である。供花も桜一瓶も同様に花材一種のみで構成されており、言国の「たてはな」を想像する参考にはなり難い。一枝だけで活ける場合に活け手ができるのは、枝ぶりを選び向きを吟味して正面を決める程度で、技巧を加える余地が限られる。したがって、一枝や花材一種で活けられていた時期では、活ける技術の進歩は遅々たるものであったろう。翻って、一作品への多種花材の使用が「役枝」概念の案出を促し、「たてはな」創出の契機となったという可能性についても検討すべきであることに気づかされる。

補作巻の一場面（巻一第三段）【図6】に見られる、座敷飾りとして押板の上に置かれた草花作品は、他よりは言国作品に近づいた

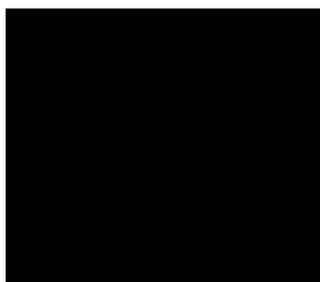


図5 『慕帰絵詞』巻8第3段

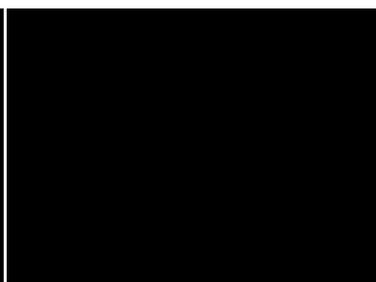


図4 『慕帰絵詞』巻9第2段

ように見える。残念ながら描写が曖昧で花材は特定できず、「役枝」などの構成も不明瞭であるが、赤と白の花をつけた楕円形の葉を持つものを「役枝」の「心」とし、「針形」の葉の「葉物」を「下草」とした構成のようにみえる。当初巻のものよりは言国のものに近づいているといえるが、まだ不足である。

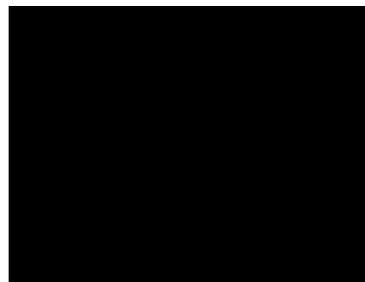


図6 『慕帰絵詞』巻1第3段

ここで検証した両絵巻に見られる草花作品は、言国の作品を想像するには単純すぎる。多種花材の使用や多数の役枝が想定される言国の「たてはな」は、当時としては先進的であったのかもしれない。

d 伝書にみる「たてはな」の形

文献記録や絵巻のほかに手掛かりが得られる史料として、室町時代成立を謳う「たてはな」伝書が考えられる。それらは「たてはな」の挿図を掲載しており、戦国末から近世にかけて成立する複雑な構造をもつ立花（りっか）を彷彿させる挿図も含む。久守や言国の「たてはな」は、構造的にはその挿図に近いと思われる。しかし山根有三氏が指摘するように、これらには摸本が多く仮託本の可能性も疑われることから、採用にあたっては慎重な資料批判を要する。²⁷⁾ここで、該当するものとして『花王以来の花伝書』（明応八年

（二四九九）成立とされる。、『仙伝抄』（成立年不明、古式の内容が多い。）、『君台観左右帳記』（一五〇〇年前後成立とされる。）、『御飾書』（別名『東山殿荘之書』。一五三三年成立とされる。）の名を示すに止め、その検討は今後と課題としたい。

おわりに

宮中において初めて「たてはな」が見られたのは、七夕「花合」が宮中で催され始めた時であると推測する。室町幕府三代將軍義満の在任期間に、武家主導で始められたと思われる七夕「花合」が宮中に及んだ。しかし、七夕での「たてはな」は、年一度の節句祭礼への献上品であり、特別な祭礼用具であって、日常的に見られるものではなかった。「たてはな」が宮中で日常的に見られるようになるのは、後の応仁の乱のさなかと思われる。

応仁の乱中、後土御門天皇は八代將軍義政邸である室町殿に避難して、応仁元年（一四六七）一月十八日から文明八年（一四七六）十一月十三日までの十年間を暮らした。室町殿の殿舎には、仮御所となった寢殿や会所も含め押板や棚、付書院が備えられており、そこには同朋衆らによる「たてはな」が飾られていたと推測される。天皇はそれを日常的に目にして、「たてはな」に馴れ親しんだと思われる。

やがて、天皇は心得のあった言国に命じて、「持仏堂」や「御書院」などに「たてはな」を活けさせるに至った。「持仏堂」には供花としての意味も持つ、「御書院」には雅楽演奏会などの室礼としての意味がうかがえる「たてはな」も見られた。

応仁の乱終結を受けて室町殿から内裏へ還御した天皇は、避難前には飾る習慣の無かった「たてはな」を、言国らに命じて小御所・御学問所・議定所に活けさせている。小御所の「上段の間」には「押板」が設けられ、そこに「たてはな」が飾られた。還御前の修築時かあるいはそれ以前に、小御所や学問所、議定所へ書院造が導入され、棚や押板等が設けられており、還御後、勅命によりそこに「たてはな」が飾られることになったのであろう。宮中の「たてはな」には、雅楽演奏会や連歌会を始めとする儀式や行事の室礼のためという、明確な目的が読み取れるものもあった。公的あるいは私的な儀式や行事を遂行すること、それ自体が天皇家の日常そのものであった当時、その室礼に必要とされた「たてはな」が、天皇家にとって、より身近で重要なものになったことは想像に難くない。

『言国卿記』にみえる経過から判断すると、天皇家の「たてはな」導入は、後に室町文化と総称されるものへ結実する文化的な環境変化や、幕府の圧倒的優勢という公武関係の影響を受けて成立したものとと言える。政治的にも経済的にも優位な武家によって庇護されていた宮廷が、武家文化の習俗である、日常的な室礼としての「たて

「はな」を受け入れたのである。その導入の契機として次の二点を指摘したい。

①後土御門天皇が、応仁の乱からの避難先となった室町殿などにおいて、書院造の押板（床）や棚あるいは付書院などに飾られた「たてはな」に馴れ親しみ、「たてはな」を好むに至ったと考えられること。

②室町幕府主導で建設及び修築された内裏に書院造が導入され、その床や棚などへ置き飾る装飾物として「たてはな」が採用されたこと。

本稿では紙数が足らず掲載できなかった、『言国卿記』における「御学問所」「議定所」「常御所」「黒戸御所」の「たてはな」の検証は、稿を改め提示したい。

また、『言国卿記』からはうかがえなかった言国の宮中「たてはな」の具体像を、他の文献史料や絵画資料に探った。『山科家礼記』から、言国の「たてはな」が大沢久守のものと同様に、多種の「花材」を用いて複数の「役枝」で構成したものであったことが推察されたが、その記述からは、図像を見るように様相を復元することはできなかった。一方、十四世紀から十五世紀成立とされる『祭礼草紙』と『慕婦絵詞』に描かれた草花作品は言国の「たてはな」とは異なり、多くが供花であり、かつ花材一種類で構成するものであった。「心」と「下草」の役枝が読み取れたわずか一例も、言国の

「たてはな」の具体を想像するには単純すぎ不十分であった。

『花王以来の花伝書』をはじめとする、室町時代成立を謳う「花伝書」の挿図からの検討は、慎重な史料批判を前提として、将来の課題としたい。

(いしばし・けんたろう／広島県立歴史博物館)

註

(1) 観賞用の草花作品について、全時代を通しての総称として、本稿では「いけばな」と称する。この名称には時代的変遷がみられ、室町期に「たてはな」が現れ、戦国期に立花（りっか）となり、江戸期以降に「いけばな」（生け花、活花）「插花」などとも呼ばれた。それぞれが様式を成立させた。

(2) 西堀一三『日本花道史』創元社一九四二

(3) 湯川制『華道史』至文堂一九四二

(4) 大井ミノブ『いけばな史論考』東京堂出版一九九七

(5) 山根有三『花道史研究』中央公論美術出版一九九六

(6) 村井康彦『花と茶の世界』三一書房一九九〇

(7) 小林善帆『花の成立と展開』和泉書院二〇〇八

(8) 大井ミノブ『宮廷立花の系譜と池坊との関係』『いけばな史論考』東京堂出版一九九七

(9) 山科言国が残した日記。著者山科言国（一四二五～一五〇三）は、室町時代中期の山科家の当主で、内蔵頭、右権中将、参議等を経て従二位権中納言に至っている。山科家は代々近衛府の少・中将を経て大納言に至るのを例とし、南北朝から内蔵頭を世襲した。また室町期からは、四条家と並んで朝廷の楽所別当を務め、管絃を家職とし、殊に笙に秀でていた。加えて、装束・衣紋をも司り、有職故実を家業とした。文明六年（一四七四）から文亀二年（一五〇一）の間の十一ヵ年分で、欠期間があることは留意を要する。本稿は、豊田武・田沼睦・

- 飯倉晴武校訂『言国卿記』（史料纂集）所収、八木書店、一九六九）を基とした。なお『言国卿記』（史料纂集）所収は、宮内庁書陵部と京都大学所蔵の自筆本等を底本とする。基本的に、直すことが可能な旧字は新字とした。ちなみに、自筆本とは別に、宮内庁図書寮文庫が安永三年（一七七四）の柳原紀光による写本（柳原本）を所蔵する。その記述量は自筆本よりかなり少なく、内容にも相違がみられる。また草花作品に関する記述は見当たらない。
- (10) 山科家司の日記。現在、応永十九年（四二二）から明応元年（四九二）の間の十六ヵ年分がある。記者は大沢久守（長門守）と大沢重胤（兵衛尉）で、不明部分もある。文明十八年記を除いて宮内庁書陵部の所蔵である。『史料纂集』に収めて翻刻されており（統群書類従完成会編、史料纂集所収、一九六七七三）、本稿もこれによる。
- (11) 井上治『花道の思想』思文閣出版二〇一六
- (12) 鈴木栄子『いけばなにみる日本文化』思文閣出版二〇一一
- (13) 「かくて、「迎陽記」にみられる「物合」形式から、花が陳列のように美しく飾られた七夕花合に発展するに及んで、草花が一般の関心をよび、ついにその技を競うために、自然と花の立て方に工夫がこらされてきた。七夕法楽花合に至って、仏教的行事からはなれて、花を中心とした年中行事のごとく、もよおされるようになったのも、草花の工夫が一段と進歩し、更に、装飾的な発展をとげたためで、ここに立花成立の基盤がつかわれていたと考えるものである。」大井ミノブ「中世における立花成立の基盤」『いけばな史論考』東京堂出版一九九七、三七頁
- (14) 『群書類従』第二十二輯武家部所収
- (15) 池田道人「南北朝、室町期における場の使用形態と会所の形成」『日本歴史』二九五号一九七二
- (16) 文明十年一月九日、同年一月二十四日、同年二月二十日、同年二月二十二日、同年三月七日、同年四月二十二日、同年四月二十八日、同年六月九日、同年七月二十四日、同年七月二十八日、同年八月三日、同年八月二十三日、同年九月二十四日、同年十月二十九日。
- (17) 明応二年六月十二日条、同年六月二十二日条、同年六月二十四日条、同年七月十一日条、同年七月二十三日条、明応三年七月三日条、同年七月九日条、明応四年四月二十三日条、同年五月九日条、同年七月十九日条、同年九月十五日条、同年十月九日条、明応七年四月十六日条、明応十四年七月七日条。
- (18) 諸説を比較分析した建築史学者の太田博太郎氏は、『岩波古語辞典』でも「とこ」の語義を「高く盛り上がった平らな区域」としており、「上段の間」・「仏壇」・「押板」の三者とも、一段高くなって上が平らなものを「とこ」としている共通性があることを指摘し、また「床の間」を上段と解する可能性を指摘した。（太田博太郎「床の間」岩波新書一九七八、一三三頁）この上段が変化発展して、後の床（床の間）になったとする説がある。「たてはな」に関する先行研究では、誤認があると思われる。
- (19) 太田博太郎「床の間」岩波新書、一九七八、一三三頁
- (20) 『山科家礼記』を基に大沢久守による「たてはな」を取り上げた著作には、大井ミノブの（４）の書、小林善帆の（７）の書がある。
- (21) 『仙伝抄』（花道古書集成）第一巻、思文閣、一九三二）のほか、『花王以来の花伝書』（『言国卿記』の記録期間と同時期の成立を謳う。池坊総務所蔵）などが「連歌の花」を掲載する。
- (22) （８）書一五二頁、残念ながら大井氏は表を添付せず、また年月日条も示していない。鈴木栄子氏が著書巻末に『山科家礼記』花関連事項表を掲載する。再検証が必要であろう。
- (23) 林屋辰三郎編『いけばな美術全集』第一巻、集英社、一九八二
- (24) （23）書、一五九頁
- (25) 絵巻場面に描かれた座敷の様式は典型的な書院造で、総畳敷きに押板や違棚、付書院を備えており、宮邸とは異なる。また花を運ぶ男は法体に袴を付けていることから、同朋衆として描かれたものと思われる。これらのことから、この場面に描かれたのは、宮中や宮邸、公家邸の様子ではなからう。
- (26) （23）書、六六〇七二頁
- (27) 山根有三「たて花概論―いけばなの確立と展開」山根有三編『いけばな美術全集』第二巻、集英社、一九八五、一四頁